

令和6年度旭川市在宅医療及び介護連携推進検討会
「看取りの場面」検討ワーキンググループ 会議録

・日時

令和6年10月24日（木曜日） 午後6時30分から午後8時まで

・場所

旭川市総合庁舎7階 多目的室

・出席者

参加者6名（青木氏、今本氏、植木氏、柏葉氏、酒元氏、下間氏）※50音順
講師1名（富田氏）

事務局5名（長寿社会課地域支援係 2名、旭川市保健所保健総務課 1名、
市立旭川病院地域医療連携課 1名）

・傍聴者 0名

1 開会

2 議事

研修会（11月22日開催予定）の取組について

○研修会当日、話題としたい内容（発言要旨・発言順）

（A委員）

・虐待事案。子からの身体暴力を受けていて、入院させようとしても本人が拒否してしまった。本人が拒否した場合は、分離は困難か。

（B委員）

・権利という視点が自分にとって斬新。いままで利用者の権利として考えたことはなかった。自分の価値観で（このように）ケアしたらよいという考えのもと、対象者の権利として考えたことはなかった気がする。

（C委員）

・本人の考えと家族の考えが一致しないとき、今後どうしていくのかという場面で、Drなど先生方にも相談していくが、家族が看られないなら無理じゃないかという意見で占めてしまいがちで、本人の思いは置き去りにされている。いざ入院するという場面になって、家族も入院させてしまったという自責の念にかられることもあるようだ。

（事務局）

・エンディングノート。記入者に判断能力が残存している時期に書き留められたものが、時間の経過とともに記入者本人に判断能力ないとされたとき、この記録はどの程度尊重されるものなのか。

(D委員)

・類似事例として遺言書を作成しようとしたときに、金融機関の判断で遺言能力なしと判定され、結果認められず法定相続人に分配されたケースがあり、本人の思いがかなわなかったケースがあった。

(D委員, E委員)

・かなりの判断能力あるにもかかわらず、認知症予防として予防的に服薬をしているケースは、法的には有効なものか？精神鑑定が必要か？

(A委員, B委員, 事務局)

・サービスの利用時に契約締結を行うと思うが、認知症など締結できないと思われる場合の判断基準如何。これは難しいという方であればさすがに家族に同席を求めているが。

(A委員)

・ひと昔前までは、サービス提供側は契約締結後、断る権利がないぐらいに思われていたがどうか。

(E委員)

・高齢者に限らず家族の前では本人が意志表出しないことがあり、家族が離席したとたんに例えば自宅で過ごしたいなどといった純朴な希望を述べることもある。すべては難しいとしても、その一部だけでもかなえてあげたいが、反対する家族がいれば本人の意向に沿えない場面が出てきて支援者としてはつらい。

(D委員)

・服薬を拒否されたときに、入院医療の必要性を説いたが、それは居場所の限定になるのか？医師から薬剤の処方、指示書を受けている以上は患者に服薬してもらう必要があると考えているが、実際のところは患者本人に対して強い指示になっているように感じる。

3 閉会